

地域再生法に規定する地方活力向上地域における
高山市固定資産税の特例に関する条例の概要について

地域再生計画に位置付けられた地方活力向上地域において、事業者が県知事の認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、本社機能を有する特定業務施設の整備事業を行った場合には、当該施設の用に供する家屋等に対する固定資産税について特例措置を講じる。

地方活力向上地域	匠ヶ丘、東部工場団地、清見町牧ヶ洞造成地、下切町の工業集積地を始めとした工業・準工業地域、既存の商業集積地																			
対象事業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">移転型事業</td> <td style="padding: 5px;">東京 23 区にある本社機能を有する特定業務施設を地方活力向上地域に移転し整備する事業</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">拡充型事業</td> <td style="padding: 5px;">地方にある本社機能を有する特定業務施設を地方活力向上地域において整備する事業（東京 23 区外の地域から移転した場合を含む。）</td> </tr> </table>	移転型事業	東京 23 区にある本社機能を有する特定業務施設を地方活力向上地域に移転し整備する事業	拡充型事業	地方にある本社機能を有する特定業務施設を地方活力向上地域において整備する事業（東京 23 区外の地域から移転した場合を含む。）	<p>※本社機能を有する特定業務施設とは、調査・企画部門、国際事業部門等を有する事務所、研究開発施設、研修施設などの施設をいう。</p>														
移転型事業	東京 23 区にある本社機能を有する特定業務施設を地方活力向上地域に移転し整備する事業																			
拡充型事業	地方にある本社機能を有する特定業務施設を地方活力向上地域において整備する事業（東京 23 区外の地域から移転した場合を含む。）																			
固定資産税の特例措置	要件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">家屋、償却資産（事業用の資産）</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定日の翌日から2年の間に新設又は増設したものであること。 ・特定業務施設の用に供するものであること。 ・取得価額の合計額が3,800万円（中小事業者、中小企業者及び中小連結法人は1,900万円）以上であること。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">土地</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・特定業務施設である家屋又は構築物の敷地であること。 ・地域再生計画の公示日（平成27年10月8日）以後の取得であること。 ・取得日から1年以内に家屋又は構築物の建設の着手があること。 </td> </tr> </table>	家屋、償却資産（事業用の資産）	<ul style="list-style-type: none"> ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定日の翌日から2年の間に新設又は増設したものであること。 ・特定業務施設の用に供するものであること。 ・取得価額の合計額が3,800万円（中小事業者、中小企業者及び中小連結法人は1,900万円）以上であること。 	土地	<ul style="list-style-type: none"> ・特定業務施設である家屋又は構築物の敷地であること。 ・地域再生計画の公示日（平成27年10月8日）以後の取得であること。 ・取得日から1年以内に家屋又は構築物の建設の着手があること。 														
	家屋、償却資産（事業用の資産）	<ul style="list-style-type: none"> ・地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定日の翌日から2年の間に新設又は増設したものであること。 ・特定業務施設の用に供するものであること。 ・取得価額の合計額が3,800万円（中小事業者、中小企業者及び中小連結法人は1,900万円）以上であること。 																		
土地	<ul style="list-style-type: none"> ・特定業務施設である家屋又は構築物の敷地であること。 ・地域再生計画の公示日（平成27年10月8日）以後の取得であること。 ・取得日から1年以内に家屋又は構築物の建設の着手があること。 																			
内容	<p>①適用期間 固定資産税を課すべき最初の年度以降 3 年間</p> <p>②税率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">移転型事業</td> <td style="padding: 5px;">初年度分</td> <td style="padding: 5px;">100 分の 0</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">第 2 年度分</td> <td style="padding: 5px;">100 分の 0.35</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">第 3 年度分</td> <td style="padding: 5px;">100 分の 0.70</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">拡充型事業</td> <td style="padding: 5px;">初年度分</td> <td style="padding: 5px;">100 分の 0</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">第 2 年度分</td> <td style="padding: 5px;">100 分の 0.467</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">第 3 年度分</td> <td style="padding: 5px;">100 分の 0.933</td> </tr> </table>		移転型事業	初年度分	100 分の 0		第 2 年度分	100 分の 0.35		第 3 年度分	100 分の 0.70	拡充型事業	初年度分	100 分の 0		第 2 年度分	100 分の 0.467		第 3 年度分	100 分の 0.933
移転型事業	初年度分	100 分の 0																		
	第 2 年度分	100 分の 0.35																		
	第 3 年度分	100 分の 0.70																		
拡充型事業	初年度分	100 分の 0																		
	第 2 年度分	100 分の 0.467																		
	第 3 年度分	100 分の 0.933																		